

サッカーグラウンド整備を核としたスポーツ振興プロジェクトに関する 基本協定書

一般社団法人MFA-B&S（以下「MFA-B&S」という。）及び水戸市（以下「市」という。）は、市民スポーツの振興、地域の活性化に向け、MFA-B&Sが実施するサッカーグラウンド整備を核としたスポーツ振興プロジェクト（以下「当プロジェクト」という。）について、次の条項により協定する。

（事業）

第1条 当プロジェクトは、次の各号に定める事業を行うものとする。

- (1) スポーツ拠点づくり事業（別表1）
- (2) スポーツ振興事業（別表2）

（MFA-B&Sの役割）

第2条 MFA-B&Sは、当プロジェクトの実施主体として、自ら調達した資金と企業版ふるさと納税制度を活用して、スポーツ拠点づくり事業を行う。

- 2 MFA-B&Sは、自ら調達した資金により、スポーツ拠点づくり事業によって整備した施設の維持管理及び当該施設を活用したスポーツ振興事業を行う。
- 3 MFA-B&Sは、次条に掲げる企業版ふるさと納税の募集に当たり、自らのネットワークを生かし、水戸市外に本社を有する法人に対して、広報活動を行う。

（市の役割）

第3条 市は、企業版ふるさと納税としてスポーツ拠点づくり事業への寄附を募り、受け入れた寄附金を活用してMFA-B&Sを支援する。この場合において、必要な手続については、市が別に定める。

- 2 市は、スポーツ拠点づくり事業の推進が図られるよう、情報発信を行う。

（禁止事項）

第4条 MFA-B&Sは、前条第1項に掲げる企業版ふるさと納税として市に寄附を行う企業に対し、寄附を行うことの代償として経済的利益を供与してはならない。

(情報共有)

第5条 MF A－B&S及び市は、寄附の申込状況及びスポーツ拠点づくり事業の進捗状況について随時情報共有を行うものとする。

2 MF A－B&S及び市は、前項に掲げるもののほか、当プロジェクトの円滑な実施に向けた情報共有を必要に応じて行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、MF A－B&S及び市が協議の上、定めるものとする。

令和5年12月26日

茨城県水戸市宮町1丁目7番44号 COMBOX310 1階
一般社団法人MF A－B&S
代表理事 澁谷 安泰志

茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市
水戸市長 高橋 靖

(別表 1) スポーツ拠点づくり事業 (ハード事業)

市民スポーツの新たな拠点として、サッカーグラウンドを整備し、市民のサッカー環境の充実を図る。

《(仮称)水戸市フットボールパークの概要》

所在地：水戸市見川町字矢向 2212 番 1 外

施設内容：サッカーコート(人工芝 1 面)

駐車場(普通車 50 台程度, 大型 2 台)

(別表 2) スポーツ振興事業 (ソフト事業)

サッカーグラウンドを活用し、各種スポーツ大会の開催をはじめ、こどもから高齢者まで幅広い世代の市民がスポーツに親しむことができる機会を創出する。

(1) スポーツによる健康増進関連事業

- ア 体力測定及び運動指導などの健康増進プログラムの実施
- イ シニア世代へ向けたスポーツイベントの開催
- ウ フットゴルフ体験教室の開催

(2) 水戸ホーリーホックを活用した地域活性化事業

- ア パブリックビューイングや応援イベント等の実施
- イ 水戸ホーリーホック選手を活用した各種イベントの実施

(3) 地域の子どもたちへ向けたスポーツ関連事業

- ア 未就学児へ向けたサッカー体験イベントの開催
- イ 親子で参加できるスポーツイベントの開催
- ウ サッカー部活動顧問対象の指導者講習会の開催

(4) スポーツツーリズムによる人口交流促進事業

- ア サッカー大会やスポーツイベントの開催
- イ 水戸市外のホーリーホックホームタウンとの交流イベントの実施